## 随意契約理由書

件	名	海岸線集中監視設備点検整備					
契約の	相手方	日本電気株式会社 神戸支社					
根拠	法 令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号に該当					

## 随意契約の理由

海岸線集中監視設備は、列車が安全・確実に運行するための重要設備の状態を常時監視している装置である。設備故障発生時には、故障情報を検知して保守区へ通報を行うことで、迅速な対応を可能としている。また、故障監視から警報発報までを装置で行っているため省人化にも大きく貢献している。列車の運行、乗客サービスに影響する設備を常時監視するため、常に装置の良好な状態を維持しなければならない。したがって、装置の製作メーカーによる点検・整備を実施する。

本装置の主たる点検整備内容は、海岸線集中監視設備の各機器仕様に基づく性能確認及び総合動作確認であり、装置を開発・製作した製造業者が独自に定めた基準による判定が必要であり他のメーカーでは技術的に不可能である。

上記業務の条件を満たすことができるのは、海岸線集中監視設備の製作・施工メーカーである「日本電気株式会社」だけである。

以上により上記業者と随意契約を行なう。

担	l	当	部	署	署	
(	間	合	廿	先	)	

交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)